

# みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第709号）

2024年3月14日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

## ～政策関連～

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

### ■ 注目トピックス

#### 商務部など、中古車輸出に規則を公表

商務部は2024年2月5日、工業情報化部、公安部、交通運輸部、税関総署と連名で『中古車輸出関連事項に関する公告』を公表しました。この公告は中古車（乗用車、商用車、トレーラー）の輸出に関する申請要件と手続き、提出書類、禁止行為などを明記しました。中古車を輸出する自動車メーカーや流通企業は、政府から承認と許可証を取得しなければなりません。公告は24年3月1日より実施します。省級の商務主管部門は公告公表前に中古車輸出業務展開の承認を得た当地の企業に対し、実施日から6カ月以内に公告が定めた要件及び手続きに基づき、改めて申請するよう指導し、審査承認を再実施しなければならないとしています。

### ■ 直近の重要政策

#### 財政政策

- ✓ **中国（上海）自由貿易試験区及び臨港新エリアにおけるオフショア貿易の印紙税優遇政策の試行に関する通知**  
（財政部など、2/19）

#### 産業政策

- ✓ **健全な電力サービス市場の価格メカニズムの構築に関する国家発展改革委、国家エネルギー局の通知**  
（国家発展改革委員会など、2/8）



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

## ■ 注目トピックス

### 商務部など、中古車輸出に規則を公表

商務部は 2024 年 2 月 5 日、工業情報化部、公安部、交通運輸部、税関総署と連名で『中古車輸出関連事項に関する公告』<sup>1</sup>(以下、公告)を公表しました。この公告は中古車(乗用車、商用車、トレーラー)の輸出に関する申請要件と手続き、提出書類、禁止行為などを明記しました。中古車を輸出する自動車メーカーや流通企業は、政府から承認と許可証を取得しなければなりません。公告は 24 年 3 月 1 日より実施します。省級の商務主管部門は公告公表前に中古車輸出業務展開の承認を得た当地の企業に対し、実施日から 6 カ月以内に公告が定めた要件及び手続きに基づき、改めて申請するよう指導し、審査承認を再実施しなければならないとしています。また、公告は中古車製品リストを付属資料として掲載しています。

この他、商務部などは 2 月 7 日、『中古車輸出業務の更なる着実な実施に関する通知』<sup>2</sup>(以下、通知)も公表し、中古車輸出業務の展開地域を全国まで拡大するとしました。商務部などは 19 年 5 月、北京市や天津市、上海市、台州市(浙江省)、青島市(山東省)、広東省などを第 1 陣の中古車輸出業務の試行地域に選定しました。その試行地域は 20 年 11 月、大連市(遼寧省)や武漢市(湖北省)、南京市(江蘇省)、蕪湖市(安徽省)など、22 年 12 月、遼寧省や蘇州市(江蘇省)、温州市(浙江省)、福建省、河南省、四川省などを追加しました。

中古車輸出業務の申請要件について、公告は図表 1 の通り定めています。

【図表 1】中古車輸出業務の申請要件

メーカー	流通企業
<ul style="list-style-type: none"><li>● 中国本土法人であること。</li><li>● 工業情報化部公表の「道路自動車両メーカー及び製品」に列記される。</li><li>● 自社製品を輸出する。</li><li>● コンプライアンス経営。安全生産、環境保護、税務、税関と外貨管理関連法令規則に適合。未是正のルール違反行為と深刻な信用失墜行為がない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 中国本土法人であること。</li><li>● 固定の営業場所及び中古車展示、販売場所を持ち、自動車販売或いは貿易の経験を有する。</li><li>● 中古車査定能力を有し、査定士3名以上を採用する。</li><li>● コンプライアンス経営。安全生産、環境保護、税務、税関と外貨管理関連法令規則に適合。未是正のルール違反行為や深刻な信用失墜行為がない。</li></ul>

(公告に基づき、中国アドバイザー一部作成)

中古車の輸出業務及び輸出許可証関連手続きと提出書類、禁止行為などについては、以下図表 2～図表 5 をご参照ください。

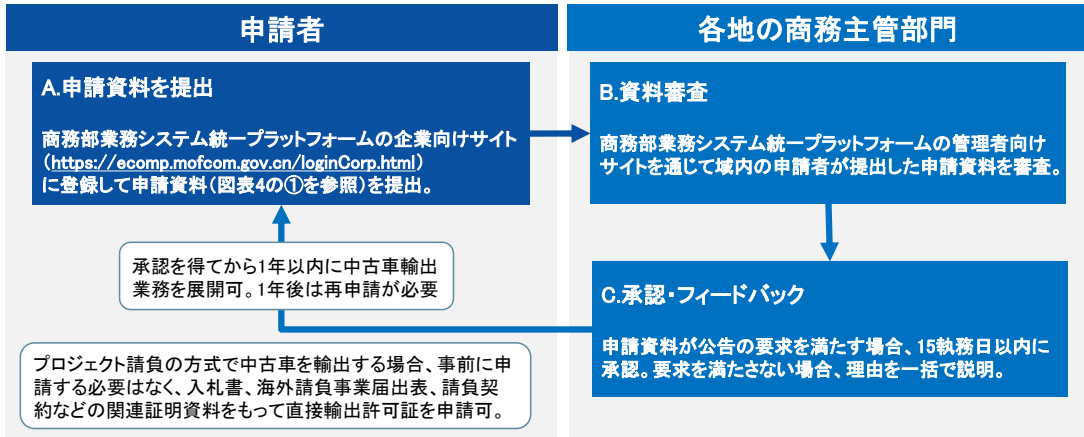
<sup>1</sup> 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/gkzcfb/202402/20240203472081.shtml>

<sup>2</sup> 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

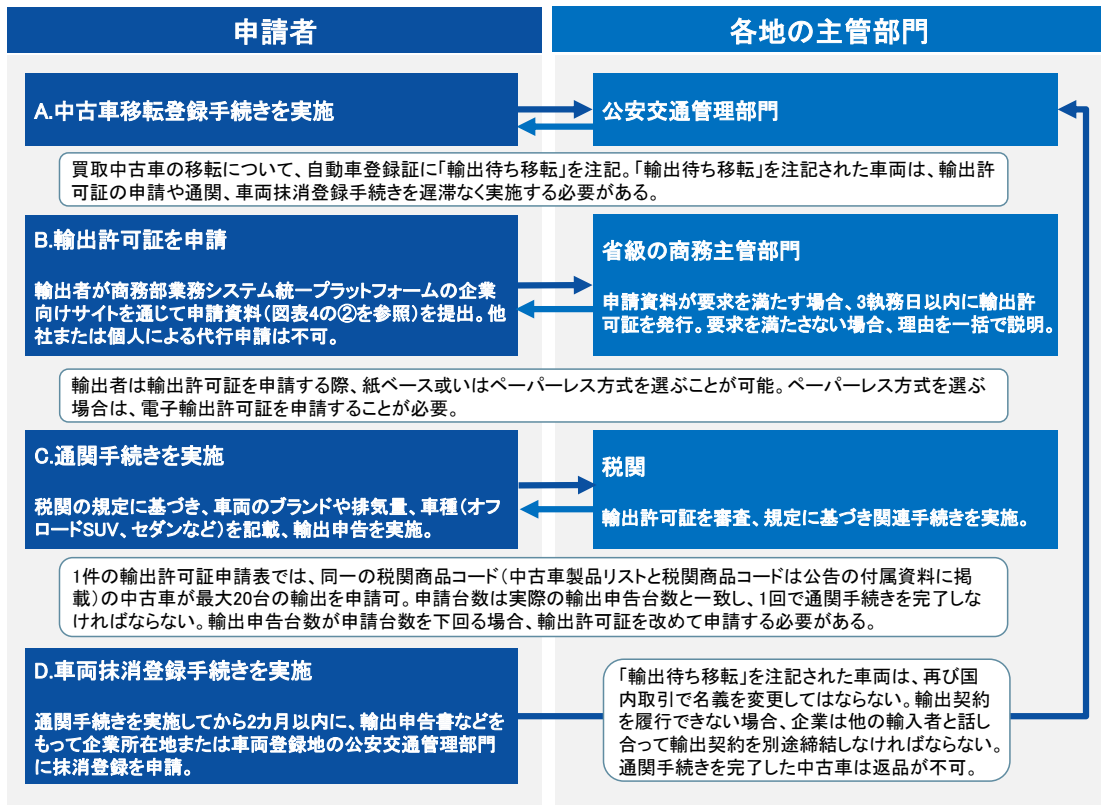
<http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/gkzcfb/202402/20240203472437.shtml>

【図表 2】中古車輸出業務の申請手続き



(公告に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【図表 3】輸出許可証などに関する手続き



(公告に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【図表 4】中古車輸出業務及び輸出許可証申請時の提出書類

項目	主な内容
①中古車輸出 業務申請時の 提出書類	<p>1. 中古車輸出業務申請時の提出書類は以下を含むが、これらに限定されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 企業及び企業出資者の基本状況。</li> <li>➢ 業務運営状況。国内自動車取引、自動車貿易、業務実績などを含む。</li> <li>➢ 今後3年間の中古車輸出事業計画、中古車輸出業務の実施計画。中古車の国内調達、品質保障、海外販売、アフターサービスなどの方面を含む。</li> <li>➢ 企業の営業許可証原本・写し、税関コード、統一社会信用コード。</li> <li>➢ 提出資料の真実性と有効性を約束した誓約書(代表者署名と公印付き)、未是正のルール違反行為と深刻な信用失墜行為がないことを約束した誓約書。</li> </ul>

【図表 4】中古車輸出業務及び輸出許可証申請時の提出書類（続き）

項目	主な内容
①中古車輸出業務申請時の提出書類	<p>2. 流通企業の場合は以下の書類を提出する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 営業場所の財産権或いは使用権の証明文書。</li> <li>➢ 中古車査定士の能力証明及び企業の社会保険料の納付証明。</li> <li>➢ 自動車販売・貿易状況の証明文書。</li> <li>➢ 監査法人が発行した前年度会計監査報告書の写し。</li> <li>➢ 新設企業は、当期の財務諸表及び企業出資者の前年度会計監査報告書の写しを提供。</li> </ul>
②輸出許可証申請時の提出書類	<p>輸出許可証申請時の提出書類は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 申請表。車両識別コード（VIN）、輸出者（出荷者）、ブランドと車種などを記載。その内容は自動車登録証明書（以下、登録証）の記載内容と一致。</li> <li>➢ 法的拘束力のある輸出契約（アフターサービス内容を含む）。契約が外国語である場合、同時に中国語版を提供することが必要である上、中国語版に準拠。</li> <li>➢ 登録証原本或いは写し。登録証に記載された車両保有者が許可証を申請する輸出者の社名と一致。</li> <li>➢ 第三者検査機関が発行した製品検査報告及び当該機関が未是正のルール違反行為と深刻な信用失墜行為がないことを記載した自己声明書。</li> <li>➢ 輸出車両が輸出先の市場参入基準に適合することを記載した声明書（公印付き）。</li> </ul>

（公告に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【図表 5】輸出禁止の中古車と中古車輸出における禁止行為

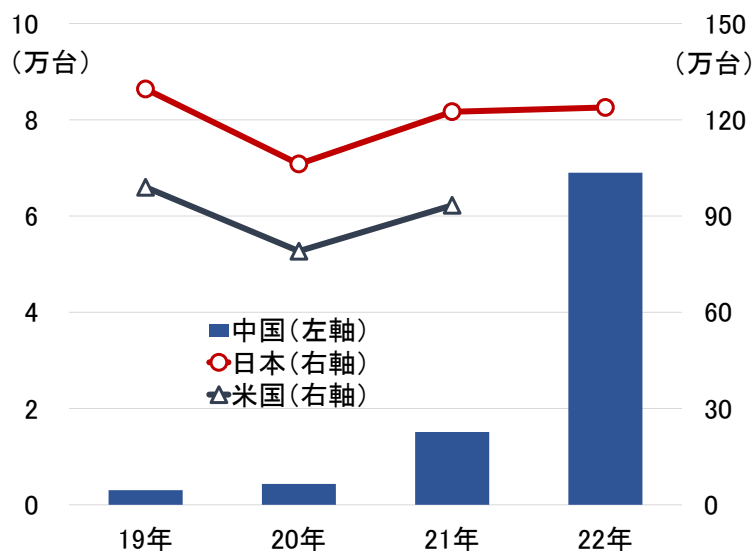
項目	主な内容
①輸出を禁止する中古車	<p>以下の情状のいずれかがある中古車は輸出を禁止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 『自動車強制廃棄標準規定』が定めた廃棄基準に達する車両及び廃棄期限まで残りの使用年数が1年以内の車両。</li> <li>➢ 抵当権、質権が設定されたまたは税関の監督管理に置かれた車両。</li> <li>➢ 監察機関、裁判所、検察院、行政法執行部門が差し押さえ、押収している車両。</li> <li>➢ 窃盗、強盗、詐欺などの違法手段により取得した車両。</li> <li>➢ 自動車と登録証の記載内容が一致していない。</li> <li>➢ 密輸、違法に組み立てた車両。</li> <li>➢ 車両に関する証明書、証憑が不完全な車両。</li> <li>➢ 検査結果が不合格の車両。</li> <li>➢ 道路交通安全違法行為及び交通事故の処理が完了していない車両。</li> <li>➢ その他の法令規則が取引、輸出を禁止した車両。</li> </ul>
②中古車輸出における禁止行為	<p>中古車輸出業者は、「対外貿易法」と「貨物輸出入管理条例」などの関連規定を厳格に遵守し、車両の走行距離、修理状況などの車両状況情報を事実通りに明示し、輸出製品の検査などの義務を履行しなければならない。遅滞なく修理技術及び備品を提供し、海外でのアフターサービスの面で発見された重要な問題の解決にサポートしなければならない。輸出者が「全国自動車修理状況電子ファイルシステム」における輸出車両の修理記録を提供することを奨励する。</p> <p>輸出者は以下の行為があってはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 公告が輸出禁止を明記した車両の輸出。</li> <li>➢ 虚偽の車両状況情報の提供、品質保証などの義務の不履行、政府部門の監督管理を受けない。</li> <li>➢ 輸出許可書の偽造、変造または売買。</li> <li>➢ 登録証の偽造、変造または偽造、変造した登録証の使用。</li> <li>➢ 虚偽の資料を提出して車両の移転登録、輸出及び抹消登録を実施する。</li> <li>➢ 規定された手続きに従い輸出申請を行わず、規定された期限までに車両の抹消登録を実施していない。</li> <li>➢ 輸出製品は国外で重大な品質安全問題があり、国内の輸出に重大な悪影響を与える。</li> <li>➢ その他の法令規則に違反する行為。</li> </ul> <p>上記の行為がある企業に対し、省級の商務主管部門はその情報を信用記録に記載し、違法行為に法的責任を追及する。</p>

（公告に基づき、中国アドバイザー一部作成）

中古車の輸出事業は、自動車産業の発展と貿易促進における重要な一環になりつつあります。その一方で、流通や制度面における業務拡大に不利な要因も存在しています。中央政府はそれを意識しながら、今回の公告と通達を打ち出し、中古車輸出業務の健全な発展を後押しする構えです。通達は業務展開地域の拡大に加え、中古車輸出業者による海外ネットワークの整備やアフターサービス力の向上、ECプラットフォームの設置と販路拡大を支援する方針も示しました。また、商務部などが昨年7月に公表した自動車消費促進策<sup>3</sup>は、輸出税還付に関する政策の周知とサービスを強化し、中古車の輸出を支援することを明記しました。

税関総署などのデータによると、中古車輸出台数は19年以降、特に21年から大幅に増加してきました。一方、日本、米国などと比べ、中古車輸出台数には未だ大きな開きがあります。中国と日本、米国の中古車輸出台数の推移は図表6をご参照ください。政府による中古車輸出事業へのテコ入れや国内自動車産業の発展により、中古車輸出台数は今後、増加傾向を続けていくと予想されています。

【図表6】中古車輸出台数の推移



(中国税関総署、日本財務省、米国商務省センサス局  
などに基づき、中国アドバイザー一部作成)

<sup>3</sup> 関連内容については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第672号をご参照ください。下記のURLよりダウンロードできます。  
<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0725-XF-0105.pdf>

## ■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

### 財政政策

#### 中国（上海）自由貿易試験区及び臨港新エリアにおけるオフショア貿易の印紙税優遇政策の試行に関する通知

（原文：关于在中国（上海）自由贸易试验区及临港新片区试点离岸贸易印花税优惠政策的通知）

財税〔2024〕8号

財政部など2024年2月19日公表、2024年4月1日実施

#### 【主要内容】

- 財政部は税務総局と連名で、中国（上海）自由貿易試験区及び臨港新エリアにおけるオフショア貿易の印紙税優遇政策を試行する通達を公表した。
- 中国（上海）自由貿易試験区及び臨港新エリアに登録した企業がオフショア中継貿易を展開する際に締結した売買契約に対し、印紙税を免除する。
- ここでいうオフショア中継貿易とは、居住企業は非居住企業から貨物を購入した上で、第三者の非居住企業に当該貨物を転売し、かつ当該貨物が中国税関の管轄区域に搬入されていない取引を指す。
- 同通達は24年4月1日から25年3月31日まで実施する。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202402/t20240218\\_3928665.htm](http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202402/t20240218_3928665.htm)

### 産業政策

#### 健全な電力サービス市場の価格メカニズムの構築に関する国家発展改革委、国家エネルギー局の通知

（原文：国家发展改革委 国家能源局关于建立健全电力辅助服务市场价格机制的通知）

发改價格〔2024〕196号

国家発展改革委員会など2024年2月8日公表、2024年3月1日実施

#### 【主要内容】

- 国家発展改革委員会は国家エネルギー局と連名で、電力サービスの内容と料金水準を妥当に設定することを図る通達を公表した。新型電力系統の発展に適応し、電力サービス市場と先渡市場、現物市場のアクセスを強化し、電力系統の調整力を向上させることを目指す。
- 電力ピークシフトに係る取引メカニズムを整備する。電力現物市場が連続で運行している地域では、市場価格制限を適度に緩和し、ピークシフト機能を備えるように促す。同様な役割を果たす他の市場が運行しないようにする。電力現物市場が連続で運行していない地域では、原則として風力発電、太陽光発電ユニットはピークシフトサービスを提供する主体としない。水力発電ユニットがピークシフトサービスを有償提供することを適時に推進し、その他の発電ユニットは現物市場が運行していない期間において、規則に基づき時間別の出力及び価格を自主申告し、オークション方式で清算価格（Market Clearing Price, MCP）と出力を決めることを検討する。
- 各地は、ピークシフトの需要、資源調整コストと新エネルギーの消費・導入状況などの要素を総合的に考慮し、新エネルギー発電の消費・導入コストがその発電の価値を上回らないという原則に基づき、ピークシフトサービスの料金上限を合理的に決める。ピークシフトサービスの料金上限は原則として当地の新エネルギー発電の卸価格を上回らない。
- 周波数調整、予備力確保に係るサービス料金を妥当な水準に設定することも求める。周波数調整については、オークション方式で清算価格、入札容量を決める。その費用は、清算価格、調整幅と性能係数の掛け算で計算される。原則として性能係数は2、清算価格上限は0.015元/kWhを超えない。予備力確保については、オークション方式で清算価格、入札容量と時間を決める。その費用は、清算価格、入札容量と時間の掛け算で計算される。実際の予備容量が入札容量を下回る場合は、実際の予備容量で清算を行う。原則として予備力確保サービスの料金上限は当地の電力量価格の上限を超えない。
- この他、電力サービス料金の負担と決済方法、各種プレーヤーによる電力サービス市場への参加支援

などにも言及。

- 各地は通達の要求に基づき、6カ月以内に当地の電力サービス料金の設定見直しを実施しなければならない。
- 同通達は24年3月1日より実施する。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202402/t20240208\\_1364053.html](https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202402/t20240208_1364053.html)

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

#### 【照会先】

中国アドバイザー一部 担当者：張

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2024 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。